

議案第21号

令和2年度における東広島市立小中学校の秋季休業日及び冬季休業日の方針について

令和2年度における東広島市立小中学校の秋季休業日及び冬季休業日の方針について、次のとおり提案する。

令和2年6月18日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 提案理由

新型コロナウイルス感染症対策として、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づき、東広島市立小中学校（以下「各小中学校」という。）において、令和2年4月16日から令和2年5月31日まで臨時休業としたことに伴い、児童生徒の学習保障のために必要な授業日を確保するため、令和2年度における各小中学校の秋季休業日及び冬季休業日の一部を授業日に充てることを方針として定めるものである。

2 方針

(1) 秋季休業日について

令和2年度における各小中学校の秋季休業日（10月12日から同月14日まで）は、原則として授業日とする。

(2) 冬季休業日について

令和2年度における各小中学校の冬季休業日のうち、12月24日及び25日並びに1月6日は、原則として授業日とする。

ただし、(1)及び(2)のいずれについても校長が、東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和49年規則第8号）第17条第2項の規定に基づき、各小中学校の事情に応じて休業日を変更することを妨げない。

3 根拠規定

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年規則第2号）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務のうち、法第25条第2項各号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものを除き、教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する教育行政一般方針を定めること。
- (2) 教育内容及びその取扱いの一般方針を定めること。
- (3) 人事の一般方針を定めること。
- (4) 県費負担教職員の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 校長、教頭、教員及びその他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (6) 小学校及び中学校の通学区域を設定し、又は変更すること。
- (7) 教科用図書採択に関すること。
- (8) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の敷地を選定すること。
- (9) 教育委員会の所管に属する公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関すること。
- (10) 文化財の指定又は選定及びその解除を行うこと。
- (11) 表彰及び儀式に関すること。
- (12) 行事の主催、共催及び後援に関すること。
- (13) 東広島市個人情報保護条例（平成13年東広島市条例第6号）及び東広島市情報公開条例（平成15年東広島市条例第31号）の規定により教育委員会の権限に属させられた事項に関すること。
- (14) 訴訟及び審査請求に関すること。

第2条 前条の規定にかかわらず、教育長は、委任された事務であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会の決定によらなければならない。

- (1) 事案が重要又は異例と認められる場合
- (2) 一略一

令和2年度における東広島市立小中学校の秋季休業日及び冬季休業日について

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則

(学期)

第16条 各学年の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から10月の第2月曜日まで

後期 10月の第2月曜日の翌日から翌年3月31日まで

(休業日)

第17条 休業日は、次のとおりとする。

(5) 秋季休業日 10月の第2月曜日の翌日及び翌々日

(6) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで

規則どおり実施した場合

2020年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

前期 (10月1日 - 10月10日)

前期 修了式 (10月9日)

秋季休業日 (10月12日 - 10月14日)

後期 始業式 (10月15日)

後期 (10月15日 - 10月31日)

令和2年度の実施方針

2020年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

前期 (10月1日 - 10月10日)

前期 修了式 (10月12日)

後期 始業式 (10月13日)

後期 (10月13日 - 10月31日)

秋季休業日・・・なし

規則どおりの場合

2020年12月13日～2021年1月16日

日	月	火	水	木	金	土
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25 冬季休業日	26
27	28	29	30 冬季休業日	31	1	2
3	4 冬季休業日	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16

令和2年度の実施方針

2020年12月13日～2021年1月16日

日	月	火	水	木	金	土
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24 授業日	25	26 冬季休業日
27	28	29	30 冬季休業日	31	1	2
3	4 冬季休業日	5	6 授業日	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16

4月16日～5月31日の臨時休業期間で、授業ができなかった日数 28日

休業日の短縮により確保できる授業日の日数

夏季休業日 17日
 秋季休業日 3日
 冬季休業日 3日

合計 23日